金コード」と、前条第二項第一号は「一　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二　提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と読み替えるものとする。

（他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによる遺族年金の改定の請求）

第六十五条　平成九年経過措置政令第二十四条第二項の規定により読み替えられて適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令第四十六条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第九十二条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けている遺族年金の受給権者は、昭和六十一年国共済経過措置政令第四十六条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国共済令第十一条の八の四各号に掲げる年金たる給付（以下この条において「遺族年金相当年金」という。）若しくは旧国共済法第九十二条の二第二項の規定による通算遺族年金に相当する年金（以下この条において「通算遺族年金相当年金」という。）の支給を受けることができなくなったとき又はその全額につき支給を停止されることとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（遺族年金の額の改定の請求）

第六十六条　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済施行法第四十条第一項の規定による遺族年金の額の改定を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前条第二項第一号は「一　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は「二　提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と読み替えるものとする。

（他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによる遺族年金の改定の請求）

第六十五条　平成九年経過措置政令第二十四条第二項の規定により読み替えられて適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令第四十六条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第九十二条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けている遺族年金の受給権者は、昭和六十一年国共済経過措置政令第四十六条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国共済令第十一条の八の四各号に掲げる年金たる給付（以下この条において「遺族年金相当年金」という。）若しくは旧国共済法第九十二条の二第二項の規定による通算遺族年金に相当する年金（以下この条において「通算遺族年金相当年金」という。）の支給を受けることができなくなったとき又はその全額につき支給を停止されることとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（遺族年金の額の改定の請求）

第六十六条　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済施行法第四十条第一項の規定による遺族年金の額の改定を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類